



弁 明 書 (副本)

平 29 拠整第 489 号
平成 30 年 3 月 12 日

審査庁 (総務課長) 様

岩国市長 福田 良彦



審査請求人が平成 30 年 2 月 15 日付けで提起した岩国市情報公開条例(平成 18 年条例第 20 号。以下「条例」という。)に基づく公文書非開示決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(審請情第 49 号)について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 本件前の経緯

- ア 平成 29 年 10 月 25 日、審査請求人とは別の者から、市長に対し、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、「愛宕山運動施設(愛宕スポーツコンプレックス)の共同使用に伴う現地実施協定書(平成 29 年 10 月 20 日付け)」(以下、「本件文書」という。)の開示請求(以下「本件前開示請求」という。)がされた。
- イ 平成 29 年 10 月 31 日、市長は、米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に対し、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、本件文書の開示に関する意見照会をした。
- ウ 平成 29 年 11 月 21 日、米海兵隊岩国航空基地は、市長に対し、意見書を提出した。
- エ 平成 29 年 12 月 21 日、防衛省中国四国防衛局は、市長に対し、意見書を提出した。
- オ 平成 29 年 12 月 28 日、市長は、本件前開示請求を行った者に対し、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、非開示決定処分をした。

(2) 本件の経緯

- ア 平成 30 年 1 月 15 日、審査請求人は、市長に対し、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、本件文書の開示請求をした。
- イ 平成 30 年 1 月 25 日、市長は、審査請求人に対し、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、本件処分をした。

3 審査請求書記載事実の認否

審査請求の理由第 1 項前段の「公文書には該当しない」の部分は否認する。

理由は、条例第 2 条は用語の意義について定め、同条第 2 号において「公文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

本件文書は、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアの共同使用に当たり、実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条に規定する「公文書」に該当する。

4 本件処分内容及び理由

(1) 本件文書に係る愛宕スポーツコンプレックスの位置付けについて

ア 愛宕スポーツコンプレックスは、在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐に伴い国（防衛省）により整備され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「日米地位協定」という。）第2条第1項(a)に基づき、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」（以下「国管法」という。）第2条により、日本国政府から米国に使用を許した国有財産である。（証拠書類(4)、(5)）

イ また、当該施設及び区域については、当初から市民も共同で利用できることを前提として国（防衛省）において計画され、整備が進められたものである。

ウ 愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアにおける本市の共同使用については、日米地位協定第2条第4項(a)に基づく日米両政府間の合意を経て、本市が国管法第4条に基づく一時使用許可を受け、公の施設である都市公園として設置する権原を取得し、都市公園法第2条の2の規定により都市公園の設置に伴う告示を行うとともに、岩国市都市公園条例の一部を改正する条例及び岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例を制定し、都市公園として市民の利用に供しているところである。（証拠書類(4)、(5)）

エ なお、愛宕スポーツコンプレックスを構成する陸上競技場エリアについても、平成30年2月末に工事が完成し、今後、4(1)ウと同様な手続を経て本市が共同使用する予定としている。

(2) 本件文書について

ア 本件文書は、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアを本市が共同使用をするに当たり、施設及び区域の利用条件や管理運営等について、防衛省中国四国防衛局長の立会いのもと、市長と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で取り交わした協定書である。

イ 具体的には、共同使用区域の範囲、維持管理に伴う費用負担、保安及び緊急対応、運営等についての取扱いを定めたものである。

ウ 本件文書については、関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、本件文書にその旨を記載している。

エ また、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく「提供国有財産一時使用許可書（平成29年10月20日付け）」（以下「一時使用許可書」という。）第21条は、一時使用許可書に規定するもののほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定しており、本件文書の記載事項を遵守することが許可条件とされている。（証拠書類(3)）

(3) 本件処分内容及び理由について

ア 4(2)ウのとおり、本件文書は、この協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならないと定めていることから、2(1)アの本件前開示請求を受け、本件文書の開示について、条例第15条第1項の規定により、協定の当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に意見照会を行った。

イ 意見照会に対して、米海兵隊岩国航空基地からは、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」との回答を受けた。（証拠書類(1)）

ウ また、防衛省中国四国防衛局からは、「当該行政文書については、他国の関係機関との調整により、公にしない旨、要請を受けたものであり、公にすることで、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号に該当し、また、在日米軍の施設・区域の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号（柱書き、ロ）に該当することから、当該行政文書の全部を不開示とされたい。」との回答を受けた。（証拠書類(2)）

エ これらの回答を踏まえ、本市において条例第7条各号に掲げる情報の該当性について、以下のとおり判断した。

(ア) 本件文書を4(3)イ及びウのとおり、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、本市と米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、このことは条例第7条第7号に該当する。

(イ) 4(2)エのとおり、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく一時使用許可書第21条は、一時使用許可書に規定するもののほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定しており、本件文書を4(3)イ及びウのとおり、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、当該許可が取り消され、本市の都市公園として供用することができなくなるおそれがあり、本市における事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになり、このことは条例第7条第6号柱書きに該当する。

(ウ) 4(3)イのとおり、米海兵隊岩国航空基地は、本件文書が日米合同委員会合意の一部をなすものと示した上で、開示に合意できない旨の意見書を提出しており、本件文書を4(3)イ及びウのとおり、当事者から開示に合意できないとする意向が

示されているにも関わらず開示した場合、本市が今後予定する愛宕スポーツコンプレックスを構成する陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現在締結している現地実施協定の更新又は改定に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害することは明らかであるだけでなく、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、これらのことは条例第7条第6号イに該当する。

オ 以上のことから、本件文書の情報公開請求を非開示決定とした。

(4) 審査請求の理由第1項後段及び第2項について

ア 審査請求人は、審査請求の理由第1項後段において、「協定書は、愛宕山運動施設の管理と利用に関する条件を定め、市民の権利利益に直接影響を与えるものであり、本来公開されて然るべきものである。また、こうした外部機関との公的な協定書を秘密とすることができる法的根拠はどこにもない。」と主張する。

イ また、同第2項において、「協定書の規定のみを根拠として非開示とした今回の処分は、条例第7条に違反するものである。」と主張する。

ウ 本件文書は、4(2)ア及びイのとおり、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアを本市が共同使用するに当たり、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、防衛省中国四国防衛局長の立会いのもと、市長と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で合意した文書であり、本件文書によって法律的な権利義務が発生することから、その性質は法律上の効果を生じさせる私法上の契約であるといえる。

エ 契約書たる本件文書において、4(2)ウのとおり、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、明記しており、契約事項の履行という面において、当事者から公表に合意できない意向が示されている中で公表することはできない。

オ 以上のことから、本件文書を4(3)イ及びウのとおり、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、本市と米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、条例第7条第6号柱書き、第6号イ及び第7号を非開示の理由とすることは適正である。

(5) 審査請求の理由第3項及び第4項について

ア 審査請求人は、「愛宕スポーツコンプレックス共同使用に伴う現地実施協定の概要」(以下「概要版」という。)で公開されている事項及び協定書の実態関係に関する日付、署名者、前文等について、公開したとしても当事者間の信頼関係に影響を与えるものではないため、部分開示をすべき旨を主張する。

イ 概要版については、現地実施協定が愛宕スポーツコンプレックスにおいて本市が共同使用をするにあたり、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて米海兵隊岩国航空基地と合意した内容であり、4(2)エのとおり、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく一時使用許可書第21条は、一時使用

許可書に規定するもののほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定していることから、公の施設として市民利用に供する上で、本件文書が公表できない状況の中で、その内容をできる限り市民に対して明らかにするため、本市が当事者の合意を得て作成し、公表したものである。

ウ 概要版を公表している現状においても、4(3)イのとおり、米海兵隊岩国航空基地からは、「部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」とし、4(3)ウのとおり、防衛省中国四国防衛局からは、「当該行政文書の全部を不開示とされたい。」とする部分開示にも合意できない旨の回答を受けている。

エ また、4(4)ウ及びエのとおり、契約事項の履行という面において、当事者から部分開示にも合意できないとする意向が示されている中で部分的にも公表することはできない。

オ 以上のことから、本件文書を4(3)イ及びウのとおり、当事者から部分開示にも合意できないとする意向が示されているにも関わらず部分的にでも開示した場合、4(3)エ(ア)ないし(ウ)に掲げる理由に該当するものであり、文書全体を非開示とすることは適正である。

(6) 処分理由の補充

ア 国が、米軍基地施設として米国へ提供された土地の共同使用における現地実施協定書等の非開示を求めた公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）第3号。那覇地裁平成29年3月7日判決）において、当該文書は「日米合同委員会の議事録の一部を構成する文書であり、日米両政府間において、両政府の合意なくして公表されない旨の合意が形成されている」と認定している。（証拠書類(6)）

イ そして、判決においては、現地実施協定書を公表した場合、「国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある」ことを理由に非開示を求める国の主張が認められている。（証拠書類(6)）

ウ また、「日米両政府間において、双方の合意なくして公表されない旨の合意があるにもかかわらず、我が国が米国政府の同意なくして一方的に当該情報を公表することとなれば、その後の米国政府との交渉に支障を来すことは明らかである。」と認定している。（証拠書類(6)）

エ 4(1)アのとおり、本件文書は、米国へ提供された施設及び区域の共同使用に当たり当事者間で取り交わした現地実施協定書であり、4(6)アで判示された公文書と同じものである。

オ また、4(3)イのとおり、当事者である米海兵隊岩国航空基地から提出された意見書において、本件文書は、「2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、また一部をなすものである」と示されている。

カ これらを踏まえると、本件文書についても日米両政府間の合意なしに公表すれば、日米両政府間の契約や交渉等に係る事務に支障を来し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、これは条例第7条第6号イに該当

するものといえる。

(7) 結論

以上のとおり、市長が行った本件処分は条例に基づく適正なものである。

5 証拠書類等の表示

- (1) 公文書の開示に対する意見書(2017年11月21日付け)(米海兵隊岩国航空基地)(別紙1)
- (2) 公文書の開示に対する意見書(中防企第6989号29.12.21)(別紙2)
- (3) 提供国有財産一時使用許可書(中防企管第5982号29.10.20)(別紙3)
- (4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(別紙4)
- (5) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(別紙5)
- (6) 公文書開示決定取消請求事件判例(平成27年(行ウ)第3号。那覇地裁平成29年3月7日判決)(別紙6)